

付帯契約約款

【ウィークエンドゼロ】

令和8年1月23日実施

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

付帯契約約款【ウィークエンドゼロ】

1 概要

この付帯契約約款【ウィークエンドゼロ】（以下「本約款」という。）は、小売電気事業者である株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（以下「当社」という。）が提供する電気供給契約のうちウィークエンドゼロについての供給条件を定めるものである。

当社と電力需要者が、当社が定める「電気供給約款」に基づき電気供給契約（以下「供給契約」という。）を締結する場合、本特約に基づき、供給契約に付帯してこの本約款を適用する。

電力需要者には、「電気供給約款」の定めに関わらず、本約款に定める事項が適用されるものとする。なお、本約款で特に定義をしない限り、本約款で使用する用語は、「電気供給約款」で定めるところによる。

2 適用範囲

本約款は、当社の「電気供給約款」の電気の供給を受ける電力需要者が、当社所定の様式によってウィークエンドゼロに申込み、当社が承諾した場合に適用する。

3 契約の成立

本約款に基づく契約は、電力需要者の申込みを当社が承諾した時に成立する。

4 契約種別

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用する。

(1) 適用範囲

(イ) 東北・東京・中部・北陸・九州エリアにおいては契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。また関西・中国・四国エリアにおいては、使用する最大容量（以下「最大需要容量」という。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなす。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがある。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがある。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは

交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、「電気供給約款【低圧】」（東北エリア）（東京エリア）が適用される電力需要者の場合、50Hz とし（ただし、群馬県の一部のみ 60Hz）、「電気供給約款【低圧】」（中部エリア）（北陸エリア）（関西エリア）（中国エリア）（四国エリア）（九州エリア）が適用され電力需要者の場合、60Hz（ただし、長野県の一部のみ 50Hz）とする。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがある。

（3） 契約電流及び契約容量

東北、東京、中部、北陸、九州エリアにおいて契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定める。契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」という。）または電流を制限する計量器の取付けが行われる。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがある。

また、関西、中国、四国エリアにおいて最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行なう。

（4） 当社の保有する余剰電力の再生可能エネルギー指定の非 FIT 非化石証書または、再生可能エネルギー指定の非 FIT 非化石証書を使用することで実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率を 25%とする。ただし、当社の非 FIT 非化石証書の保有、調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 25%とならない場合がある。なお、電源構成及び全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりとする。

5 料 金

料金は、本約款別表 1（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金及び「電気供給約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。ただし、電力量料金は、「電気供給約款」別表 2（燃料費等調整）にかかわらず、本約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとする。

（1） 基本料金は、1 月につき本約款別表 1（料金メニュー表）に定めるとおりとする。まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とする。

（2） 電力量料金は、本約款別表 1（料金メニュー表）にもとづき、その 1 月の平日昼間時間帯使用電力量より算定した平日昼間の電力量料金と、その 1 月の土日昼間時間帯使用電力量より算定した土日昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定する。

なお、平日昼間時間とは土曜日と日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、土日昼間時間とは土曜日と日曜日の午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは平日昼間時間と土日昼間時間以外の時間をいう。

（3） 託送供給等約款の改定により、需要側託送料金の基本料金単価、電力量料金単価及び損失率に

変更があった場合には、当事者間の協議又は合意を要することなく、改定後の託送供給等約款の効力発生日から、本約款別表 1（料金メニュー表）に定める基本料金単価、電力量料金単価及び損失率に当該需要側託送料金の変動分を反映する。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の改定内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとする。

6 本約款の改定

- (1) 当社は、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、以下各号に規定する場合には、本約款を改定することができる。約款を改訂する場合、当社は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に効力発生日を明示の上、予め掲示するものとする。
 - ① 本約款の改定が、電力需要者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本約款の改定が、供給契約をした目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性、本約款の他の規定の内容その他の改定にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 電気事業法及び同法施行規則に規定する説明すべき事項及び交付すべき書面において記載すべき事項を変更する場合、当社は、電力需要者に対し、原則として、その変更の内容のみを説明し、その変更内容を記載した書面を説明時に交付し、かつ、当社の名称及び住所、電力需要者との変更契約の年月日、当該変更内容並びに供給地点特定番号を記載した書面を契約変更後に交付するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。
- (3) 当社は、原則として、前号の説明時に交付する書面、及び契約変更後に交付する書面に代えて、電磁的方法を用いるものとする。但し、前段の規定にかかわらず、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。
- (4) 前号にかかわらず、約款に定める事項のうち、電気事業法及び小売電気事業の登録の申請等に関する省令に規定する説明すべき事項及び交付すべき書面において記載すべき事項であって、当該変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、電力需要者に対し、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとし、また、契約変更後の書面交付は行わないものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。
- (5) 消費税法及び地方消費税法の改正により消費税（消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税をいい、以下同じ。）の税率が変更された場合には、電力需要者は、当社に対し、変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかる消費税相当額を支払うものとする。

7 本約款が改定された場合の取り扱い

前項の規定に従い、当社が、本約款を改定する場合、改定後の約款の規定は、明示した効力発生日を実施日とし、当社及び電力需要者との間において、当該実施日より適用されるものとする。

8 その他

本約款に定めのないその他の事項については、供給契約書及び「電気供給約款」の定めによるものとする。

附 則

実施期日

本約款は、令和 8 年 1 月 23 日から実施する。

別表1 料金メニュー表

(1) 東北エリア

基本料金	契約電流 30 アンペア	498 円 30 銭
	契約電流 40 アンペア	664 円 40 銭
	契約電流 50 アンペア	830 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	996 円 60 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	34 円 00 銭
	その他時間	39 円 00 銭

(2) 東京エリア

基本料金	契約電流 30 アンペア	456 円 72 銭
	契約電流 40 アンペア	608 円 96 銭
	契約電流 50 アンペア	761 円 20 銭
	契約電流 60 アンペア	913 円 44 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	29 円 80 銭
	その他時間	34 円 80 銭

(3) 中部エリア

基本料金	契約電流 30 アンペア	412 円 50 銭
	契約電流 40 アンペア	550 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	687 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	825 円 00 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	30 円 50 銭
	その他時間	35 円 50 銭

(4) 北陸エリア

基本料金	契約電流 30 アンペア	577 円 50 銭
	契約電流 40 アンペア	770 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	962 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	1,155 円 00 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	26 円 50 銭
	その他時間	31 円 50 銭

(5) 関西エリア

基本料金	1 契約につき	290 円 40 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	28 円 50 銭
	その他時間	33 円 50 銭

(6) 中国エリア

基本料金	1 契約につき	326 円 70 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	30 円 00 銭
	その他時間	35 円 00 銭

(7) 四国エリア

基本料金	1 契約につき	363 円 00 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	29 円 50 銭
	その他時間	34 円 50 銭

(8) 九州エリア

基本料金	契約電流 30 アンペア	486 円 72 銭
	契約電流 40 アンペア	648 円 96 銭
	契約電流 50 アンペア	811 円 20 銭
	契約電流 60 アンペア	973 円 44 銭
電力量料金	土日昼間	0 円 00 銭
	平日昼間	28 円 00 銭
	その他時間	33 円 00 銭

別表 2 燃料費等調整

- (1) 電力量料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに 次の「1 燃料費調整」及び「2 電源調整」の定めに従うものとする。
- (2) N 月の検針日から N+1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」という。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとする。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とする。
- (3) 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとする。

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入する。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は本約款別表 3（燃料費調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とする。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。燃料価格 X は本約款別表 3（燃料費調整単価算出係数等）に定めるものとする。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{X} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{X}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日ま での期間（翌年が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、本約款別表 3 (燃料費調整単価算出係数等) のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価の揭示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を揭示いたします。

2 電源調整

(1) 電源調整額の算定

イ 電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税及び地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価 = (固定価格 + 変動価格) × 消費税

ロ 固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価及び適用開始時期は、「電気供給約款」38 (供給契約の変更) に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき	0 円
-------------	-----

1. 変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値とする。

変動価格 = 市場調整価格 × 基準単価

① 市場調整価格

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場調整価格は、③に定める (i) から (ii) の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計とする。なお、③に定める (i) から (ii) の区分ごとの供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、または 13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円とする。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭を下回る場合

市場調整価格 = (平均市場価格 - 7 円 00 銭) × ③に定める係数 ÷ (1 - 損失率) × 0.75

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合

市場調整価格 = (平均市場価格 - 13 円 00 銭) × ③に定める係数 ÷ (1 - 損失率) × 0.75

② 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)15:00 から 21:00、(ii)21:00 から 09:00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定する。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとする。また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

③ 時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達時間帯区分ごとの比率で、次のとおりとする。なお、当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の時間帯区分係数及び適用開始時期は、当社が適切と判断した方法により通知する。

供給区域	区分	時間帯区分係数
東北、東京	(i) 15:00 から 21:00	0.5250
	(ii) 21:00 から 09:00	0.1125
中部、北陸、関西、中国、四国、九州	(i) 15:00 から 21:00	0.3000
	(ii) 21:00 から 09:00	0.1500

④ 損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率とする。

⑤ 基準価格

基準価格は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準価格の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知する。なお、基準価格の上限値は次のとおりとする。

1 キロワット時につき	1 円 00 銭
-------------	----------

⑥ 市場調整価格の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場調整価格は、その平均市場価格算定期間に対応する市場調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用する。

なお、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場調整価格適用期間の「各月の検針日」は「その月の翌月の初日」とする。

平均市場価格算定期間	市場調整価格適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月末日までの期間	その年の 2 月の検針日から

	3月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間

別表3 燃料費調整単価算出係数等

お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとする。

【東北電力ネットワーク株式会社】

項目		値
係数	α	0.1152
	β	0.2714
	γ	0.7386
燃料価格	X	31,400 円
基準単価	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘

【東京電力パワーグリッド株式会社】

項目		値
係数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
燃料価格	X	44,200 円
基準単価	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘

【中部電力パワーグリッド株式会社】

項目		値
係数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
燃料価格	X	45,900 円
基準単価	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘

【北陸電力送配電株式会社】

項目		値
係数	α	0.2303
	β	1.1441
	γ	-
燃料価格	X	21,900 円
基準単価	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘

【関西電力送配電株式会社】

項目		値
係数	α	0.0140
	β	0.3483

	γ	0.7227
燃料価格	X	27,100 円
基準単価	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

【中国電力ネットワーク株式会社】

項目		値
係数	α	0.1543
	β	0.1322
	γ	0.9761
燃料価格	X	26,000 円
基準単価	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘

【四国電力送配電株式会社】

項目		値
係数	α	0.2104
	β	0.0541
	γ	1.0588
燃料価格	X	26,000 円
基準単価	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘

【九州電力送配電株式会社】

項目		値
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
燃料価格	X	27,400 円
基準単価	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘